

徳島市低入札価格調査制度事務処理基準

(目的)

第1条 この基準は低入札価格調査制度を適正に執行するために、徳島市契約規則(平成3年3月26日規則第5号)、徳島市低入札価格調査委員会設置要綱(平成12年4月1日制定)その他の法令に定めるもののほか、徳島市低入札価格調査制度に関する事務処理について必要な事項を定めるものとする。

(基準価格)

第2条 徳島市が発注する建設工事(建設業法(昭和24年法律第100号)第2条第1項に定める建設工事をいう。以下同じ。)に係る入札のうち、総合評価方式の入札に係る建設工事(以下「対象工事」という。)を入札に付そうとするときは、予定価格の算出の基礎となる仕様書、設計書等により、当該建設工事の内容に適合した履行がなされると本市が判断した最低の額(以下「調査基準価格」という。)を算出し、予定価格を記載する書面の下部に調査基準価格を記載するものとする。

2 調査基準価格の設定及び設定者については別に定めるものとする。

(失格基準価格等)

第3条 調査基準価格を下回った場合の当該工事の内容に適合した履行を確保するために、一定金額以下で失格とする額(以下「失格基準価格」という。)を設定する。

2 工事積算において、各費目(直接工事費、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費)毎に一定金額以下で失格とする額(以下「失格判断基準」という。)を設定し、予定価格を記載する書面の下部に失格判断基準を記載するものとする。

3 失格基準価格と失格判断基準の設定については別に定めるものとする。

(入札の公告等)

第4条 対象工事の入札公告を実施するときは、徳島市契約規則第5条第2項で定める事項の他に、次に掲げる事項について行うものとする。

(1) 調査基準価格の設定があること。

(2) 失格基準価格等の設定があること。

(3) 調査基準価格を下回った入札が行われた場合の入札終了の方法及び入札

結果の通知方法

- (4) 調査基準価格を下回った入札を行った者は、総合評価方式の入札により評価値が最も高い者であっても必ずしも落札者とならない場合があること。
- (5) 調査基準価格を下回った入札を行った者は、事後の低入札価格調査に協力すべきこと。ただし、当該入札者が低入札価格調査を辞退することは妨げないこと。
- (6) 調査基準価格を下回った入札を行った者が契約する場合、契約保証金の額は当該契約金額の10分の3以上とすること。
- (7) 調査基準価格を下回った入札を行った者が契約する場合、契約が解除されたときの違約金の額を10分の3とすること。
- (8) 調査基準価格を下回った入札を行った者が契約する場合、直接かつ恒常的な雇用関係にある者で建設業法に規定する技術者を1名増員し、当該工事現場に配置すること。

第5条削除

(入札の結果報告)

第6条 対象工事の入札において、総合評価方式による評価値の算定を行った結果、得られた評価値が最も高い者（以下「落札候補者」という。）の入札価格が調査基準価格を下回った場合は、入札執行者は直ちに徳島市低入札価格調査委員会の委員長（以下「委員長」という。）に入札結果を報告しなければならない。

- 2 委員長は、前項の報告をうけた場合、必要な職員を指名し、落札候補者となった者に対し低入札価格調査を実施するものとする。
- 3 第1項の評価値の算定を行った結果、評価値の最も高い者が2者以上ある場合は、入札価格の低い者を落札候補者とし、また入札価格も同額であるときは、くじにより落札候補者を決定する。

この場合の入札が電子入札による場合は、徳島県電子入札システムに装備されている電子くじにより落札候補者を決定するものとする。

(低入札価格調査の実施)

第7条 前条第1項の入札があった場合は、当該入札価格で契約の内容に適合した履行がなされるか否かを判断するため、期日を定めて次項に規定する低入札価格調査に係る低入札価格調査票等の資料提出を求め、速やかに低入札価

格調査を行うものとする。

2 前項の低入札価格調査は、次に掲げる内容について、落札候補者から低入札価格調査票(基本項目)(様式第1号)及び関係資料の提出(以下「一次調査」という。)により行うものとする。

- (1) その価格により入札をした理由(安全で良質な施工ができる理由)
- (2) 入札価格を積算した内訳明細書
- (3) 手持ち工事の状況
- (4) 労務者の具体的供給見通し
- (5) 過去2年間に施工した公共工事名、発注者及び工事成績
- (6) 前各号のほか、必要と認める事項

3 前項で定めるもののほか、落札候補者が次のいずれかに該当する場合は、前項の調査内容に加え、特に重点的な調査を行うものとする。

- (1) 過去5年間の徳島市発注の建設工事において、当該建設工事と同一工種(建設業法別表一に掲げる建設工事の種類)の工事成績(徳島市長名でしゅん工検査合格書を発行した工事で、徳島市工事成績評定要領に基づき、徳島市から工事成績評定点を通知された工事成績)において、65点未満の評定を有する場合
- (2) 当該建設工事の入札公告の日までの間で1年を満たない期間のうちに、調査基準価格を下回る入札において契約したことがある場合

4 落札候補者が前項のいずれかに該当する場合、又は委員長が一次調査の結果、第2項第2号で規定する入札価格を積算した内訳明細書に疑義があると認めるときは、次に掲げる内容について、低入札価格調査票(関連項目)(様式第2号)及び関係資料の提出並びに事情聴取等(以下「二次調査」という。)により特に重点的な調査を行うものとする。

- (1) 入札価格を積算した内訳明細書の積算根拠(見積書等の提出)
- (2) 契約対象工事箇所と入札者の事務所、倉庫等の関連(地理的条件)
- (3) 手持ち資材及び手持ち機械等の状況
- (4) 資材購入先及び購入先と入札者との関係
- (5) 経営状況(信用調査機関等への照会)
- (6) 第一次下請の予定業者及び予定下請金額
- (7) 前各号のほか、必要と認める事項

5 落札候補者が低入札価格調査票等を期限までに提出しないとき、又は事情聴取に応じないときは、当該落札候補者を失格とする。

6 落札候補者は、一次調査に係る資料提出の期限までに辞退届(様式第3号)を提出することにより、低入札価格調査の辞退を申し出ることができる。この場合の当該落札候補者は失格とする。

(委員長への報告)

第8条 第6条第2項で指名された職員は、調査結果を調査結果報告書(様式第4号)に関係資料を添えて、速やかに委員長に報告するものとする。

(委員会の招集及び審査)

第9条 委員長は前条の報告を受けたときは、徳島市低入札価格調査委員会(以下「委員会」という。)を招集し調査結果報告書等により、その入札価格の適正について審査する。

(結果の報告)

第10条 委員長は前条の審査結果について、審査結果調書(様式第5号)を添えて市長に報告するものとする。

(落札者の決定)

第11条 市長は、委員会での審査の結果を受け、落札候補者の入札価格により契約の内容に適合した履行がなされると認めるときは、落札候補者を落札者とする。

2 市長は、委員会での審査の結果を受け、落札候補者の入札価格により契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認めるときは、当該落札候補者を失格とする。

3 第7条第5項及び第6項並びに前項で落札候補者が失格となった場合は、予定価格の制限の範囲内で有効な入札を行った他の者(失格者を除く。)のうち、総合評価方式による評価値が最も高い者(以下「次順位者」という。)を落札者とする。

なお、次順位者が調査基準価格を下回る入札価格での入札者であった場合には、第6条以降と同様の手続による。

4 前項による次順位者について、予定価格の制限の範囲内で有効な入札を行った者(失格者を除く。)がないときは、この入札を不調とする。

(落札者の通知)

第 1 2 条 落札結果は、落札者及び他の入札者全員に対して落札結果通知書(様式第 6 号)により通知する。ただし、徳島県電子入札システムによる入札の場合は、当該システムにより通知するものとする。

附 則

この基準は、平成 1 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、平成 1 6 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、平成 1 8 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、平成 2 0 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、平成 2 0 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、平成 2 1 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、平成 3 0 年 4 月 1 日から施行する。

様式第1号（第7条関係）

低入札価格調査票（基本項目）

調査対象工事名		資料提出日
調査対象事業者 商号又は名称 代表者職氏名	印	年 月 日

(1) その価格により入札をした理由（安全で良質な施工ができる理由）
(2) 入札価格を積算した内訳明細書 別紙のとおり（任意様式）
(3) 手持ち工事の状況 別紙1 手持ち工事の状況調書のとおり
(4) 労務者の具体的供給見通し
(5) 過去2年間に施行した公共工事名、発注者及び工事成績 別紙2 過去に施行した公共工事の状況調書のとおり
(6) その他 ※誓約書 別紙3 誓約書のとおり

年 月 日

徳 島 市 長 殿

誓 約 書

商号又は名称

代表者職氏名

印

当社が下記の工事の入札において申し込みを行った金額は、積算内訳書に示すとおり、施工に要する費用の額を下回っていますが、下請予定業者や資材下請納入予定業者などの見積金額を故なく減額するなど下請予定業者等にしわ寄せすることは致しません。

また、工事の施工に当たっては、品質、安全等の確保に万全を期すとともに工期を厳守し、粗雑工事を行いません。

以上のとおり誓約します。

記

1 契約対象工事名

2 申込みに係る金額（税込み）

金 円

（内消費税及び地方消費税の額 金 円）

3 工期

契約締結の翌日から 年 月 日まで

以上

様式第2号（第7条関係）

低入札価格調査票（関連項目）

調査対象工事名		調査実施日
調査対象事業者 商号又は名称 代表者職氏名	印	年 月 日

<p>(1) 入札価格を積算した内訳明細書の積算根拠（見積書等） 別紙のとおり（見積書等を添付すること）</p>
<p>(2) 契約対象工事箇所と入札者の事務所、倉庫等の関連（地理的条件） 別紙のとおり（任意様式）</p>
<p>(3) 手持ち資材及び手持ち機械等の状況 別紙4 手持ち資材及び機械の状況調書のとおり</p>
<p>(4) 資材の購入先及び購入先と入札者との関係 別紙5 資材購入予定先一覧のとおり</p>
<p>(5) 経営状況 別添のとおり</p>
<p>(6) 第一次下請の予定業者及び予定下請金額 別紙6 下請予定業者等一覧表のとおり</p>
<p>(7) その他必要事項</p>

※ (5)は記入しないこと

下請予定業者等一覧表

商号又は名称

代表者職氏名

印

発注者名 工事名称	
--------------	--

工期	自 年 月 日 至 年 月 日
----	--------------------

請負金額(税込)	
----------	--

下請 工事	担当工事内容	
	会社名	
	経費内訳	円
	資材	円
	労務	円
	機械	円
	その他	円
請負金額(税込)	円	
工期	年月日～年月日	

下請 工事	担当工事内容	
	会社名	
	経費内訳	円
	資材	円
	労務	円
	機械	円
	その他	円
請負金額(税込)	円	
工期	年月日～年月日	

下請 工事	担当工事内容	
	会社名	
	経費内訳	円
	資材	円
	労務	円
	機械	円
	その他	円
請負金額(税込)	円	
工期	年月日～年月日	

下請 工事	担当工事内容	
	会社名	
	経費内訳	円
	資材	円
	労務	円
	機械	円
	その他	円
請負金額(税込)	円	
工期	年月日～年月日	

下請 工事	担当工事内容	
	会社名	
	経費内訳	円
	資材	円
	労務	円
	機械	円
	その他	円
請負金額(税込)	円	
工期	年月日～年月日	

下請 工事	担当工事内容	
	会社名	
	経費内訳	円
	資材	円
	労務	円
	機械	円
	その他	円
請負金額(税込)	円	
工期	年月日～年月日	

下請 工事	担当工事内容	
	会社名	
	経費内訳	円
	資材	円
	労務	円
	機械	円
	その他	円
請負金額(税込)	円	
工期	年月日～年月日	

下請 工事	担当工事内容	
	会社名	
	経費内訳	円
	資材	円
	労務	円
	機械	円
	その他	円
請負金額(税込)	円	
工期	年月日～年月日	

下請 工事	担当工事内容	
	会社名	
	経費内訳	円
	資材	円
	労務	円
	機械	円
	その他	円
請負金額(税込)	円	
工期	年月日～年月日	

下請 工事	担当工事内容	
	会社名	
	経費内訳	円
	資材	円
	労務	円
	機械	円
	その他	円
請負金額(税込)	円	
工期	年月日～年月日	

下請 工事	担当工事内容	
	会社名	
	経費内訳	円
	資材	円
	労務	円
	機械	円
	その他	円
請負金額(税込)	円	
工期	年月日～年月日	

下請 工事	担当工事内容	
	会社名	
	経費内訳	円
	資材	円
	労務	円
	機械	円
	その他	円
請負金額(税込)	円	
工期	年月日～年月日	

様式第3号（第7条関係）

年 月 日

徳島市長 殿

商号又は名称

代表者職指名

印

辞 退 届

年 月 日に開札が行われた「 工事」
（徳島市公告第 号）の入札において、徳島市低入札価格調査制度事務処理
基準第7条に規定する低入札価格調査対象者となりましたが、低入札価格調査を
受け、当該工事の落札候補者となることを辞退いたします。

調査結果報告書

年 月 日

工 事 件 名			
工 事 箇 所			
工 事 種 別		入 札 執 行 者	
工 事 発 注 課		工 事 設 計 課	
入 札 日 時	年	月	日 午前・午後 時
設 計 金 額	(税抜価格)		
予 定 価 格	(税抜価格)		
調 査 基 準 価 格	(税抜価格)		
工 事 概 要			
入 札 結 果	別紙入札結果表のとおり		
信 用 状 況 (聞き取り等)	① 建設業法違反の有無 ② 賃金不払の状況 ③ 下請代金の支払遅延状況 ④ その他		

※ 低入札価格調査表及び関係資料 : 別添のとおり

審査結果調書

年 月 日

【徳島市低入札価格調査委員会】

調査対象工事名			
調査対象者			
審査日時	年	月	日
審査場所	時	分から	時
出席委員	分	まで	
審査内容 (所 見)	工事担当部長	落札者として（ 認める ・ 認めない ）	
	工事担当副部長	落札者として（ 認める ・ 認めない ）	
	工事担当課長	落札者として（ 認める ・ 認めない ）	
	設計担当課長	落札者として（ 認める ・ 認めない ）	
	総務部副部長	落札者として（ 認める ・ 認めない ）	
	契約監理課長	落札者として（ 認める ・ 認めない ）	
	工事検査監	落札者として（ 認める ・ 認めない ）	
<p>【委員会の判断】</p> <p><input type="checkbox"/> 契約の内容に適合した履行がなされると認める。</p> <p><input type="checkbox"/> 契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認める。</p>			

発第 号
年 月 日

（入札参加者） 殿

徳 島 市 長

落札結果通知書

年 月 日に開札を執行した次の工事については、低入札価格調査の基準に該当したため落札の決定を保留いたしましたが、調査の結果、次のとおり落札者を決定しましたので通知します。

1 工事建名	
2 開札日時	年 月 日 時 分
3 落札者	
4 入札金額	金 円
5 契約金額	金 円 (うち消費税及び地方消費税の額 金 円)

発第 号
年 月 日

（落札者としな） 殿

徳 島 市 長

落札結果通知書

年 月 日に開札を執行した次の工事については、低入札価格調査の基準に該当したため落札の決定を保留いたしましたが、調査の結果、次のとおり貴社を落札者としなことに決定しましたので通知します。

1 工 事 件 名	
2 開 札 日 時	年 月 日 時 分
3 貴社の入札金額	金 円
4 貴社を落札者としな理由	上記入札価格によっては、契約内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるため。
5 落 札 者 名	
6 落札者の入札金額	金 円
7 契 約 金 額	金 円 (うち消費税及び地方消費税の額 金 円)